

6 概算事業費について

役場庁舎及び消防庁舎建設にかかる事業費を試算した結果、役場庁舎はおおむね 57 億円、消防庁舎はおおむね 27 億円となります。基本・実施設計段階において、引き続き昨今の建設費高騰を今後も検討し、事業費の圧縮やライフサイクルコストの縮減に努めるものとします。

事業費概算表（試算）

| 役場庁舎+車庫       |                | 消防庁舎          |                |
|---------------|----------------|---------------|----------------|
| A 役場庁舎建設工事費   | 45.4 億円        | A 消防庁舎建設工事費   | 20.2 億円        |
| B 付帯工事費（車庫棟）  | 2.2 億円         | B 付帯工事費（訓練棟）  | 0.9 億円         |
| C 外構工事費       | 2.2 億円         | C 外構工事費       | 0.3 億円         |
| D 解体工事費       | 2.7 億円         | D 解体工事費       | 0.4 億円         |
| E その他経費       |                | E その他経費       |                |
| ・委託費          | 2.4 億円         | ・委託費          | 1.2 億円         |
| ・備品購入費        | 2.0 億円         | ・備品購入費        | 0.6 億円         |
|               |                | ・消防指令システム更新   | 3.2 億円         |
| <b>F（A～E）</b> | <b>56.9 億円</b> | <b>F（A～E）</b> | <b>26.8 億円</b> |

7 財源計画について

財源見込み

新庁舎の建設工事費の財源は、災害時に災害拠点となるスペースについては、緊急防災・減災事業債を活用し、その他の部分には、合併特例法により合併した市町村の優遇措置である合併特例債を活用します。

（役場庁舎：概算工事費 56.9 億円）

| 総事業費（役場庁舎）                         |         |         |        |
|------------------------------------|---------|---------|--------|
| 56.9 億円                            |         |         |        |
| 緊急防災・減災事業債                         | 合併特例債   | 一般単独事業債 | 一般財源   |
| 14.1 億円                            | 10.0 億円 | 24.6 億円 | 8.2 億円 |
| 地方交付税措置額                           | 町負担額    |         |        |
| 16.8 億円（緊防債 9.8 億円+<br>特例債 7.0 億円） | 40.1 億円 |         |        |

（消防庁舎：概算工事費 26.8 億円）

| 総事業費（消防庁舎） |                      |
|------------|----------------------|
| 26.8 億円    |                      |
| 緊急防災・減災事業債 | 一般財源                 |
| 18.7 億円    | 8.1 億円               |
| 地方交付税措置額   | 3 町（遠軽町、佐呂間町、湧別町）負担額 |
| 13.0 億円    | 13.8 億円              |

1 現庁舎の現状と課題について

現在の役場庁舎は、昭和 47 年の供用開始以来 50 年を経過し、建物の老朽化や狭あい化が著しく、町民の利便性や職員の業務効率などに様々な弊害が生じています。近年、業務の多様化や情報技術の高度化等に伴い、事務室は書棚や機器の増加により、適切な保管場所の確保が困難な状況となっているほか、民生部保健福祉課及び教育委員会の事務室が分散しており、住民サービスの低下を招いております。

消防庁舎も老朽化した現庁舎では大地震時において災害対応の拠点施設としての役割と機能が十分に期待できないことから、庁舎建設の検討が必要となります。

<現庁舎の概要>

- 遠軽町本庁舎（遠軽地区広域組合庁舎含む）
- 供用開始 …… 昭和 47 年
- 構造 …… 鉄筋コンクリート造
- 延べ面積 …… 4,365.98 m<sup>2</sup>（役場庁舎 3,719.11 m<sup>2</sup>  
/遠軽地区広域組合庁舎 646.87 m<sup>2</sup>）
- 階数 …… 地上 3 階（塔屋 1 階）・地下 1 階
- 駐車台数 …… 122 台・（隣接地 70 台）



【現庁舎の課題】

- 1 耐震性の不足 …… 新耐震基準満たさず耐震診断未実施
- 2 建物の老朽化 …… 外壁、床のひび割れ、雨漏り
- 3 バリアフリー化の不足 …… エレベーター未設置、点字ブロックなし
- 4 建物の狭あい化 …… 会議室不足、事務室及び廊下が狭い
- 5 利便性の低下 …… 保健福祉課及び教育委員会が分散
- 6 訓練場スペースの不足 …… 消火活動や救助活動の訓練ができない



2 庁舎建設の必要性について

現庁舎の課題を解決するため、新庁舎の果たす役割を整理すると、次のとおりとなります。

【新庁舎の役割】

- 1 安心・安全への対応 …… 町民の安全を確保し、迅速な災害対応が可能となる、耐震性を有した安全な新庁舎
- 2 町民サービスの向上 …… 分散した庁舎を集約した窓口機能の集約化、窓口相談スペースの設置
- 3 社会・環境への配慮 …… あらゆる人にとって使いやすく、わかりやすい、ユニバーサルデザインの導入、自然エネルギーの有効利用や省エネルギー、省資源化によるランニングコストの低減
- 4 まちづくりとの連携 …… 周辺施設との連携、自然豊かな環境や周辺建物との調和
- 5 セキュリティの確保 …… 情報セキュリティ機能の確立、庁舎内の防犯対策

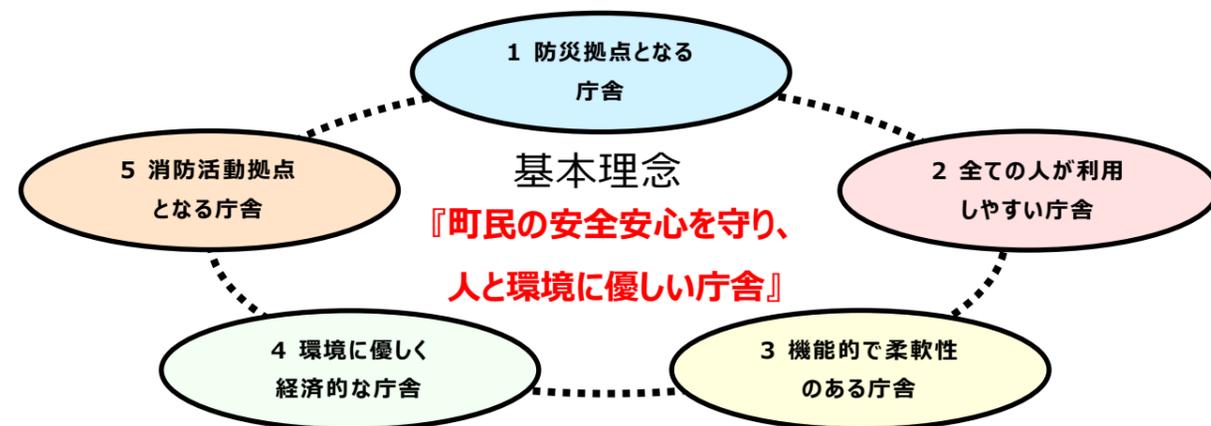


新庁舎の役割を果たすため、現庁舎の耐震化・改修や未利用公共施設の改修とした場合には、50 億～60 億円程度の事業費が見込まれ、工事費用の縮減効果は低いことから、庁舎の整備に当たっては建替が最も優位性が高く、新庁舎の建設が必要と考えます。

新たな庁舎の建設が必要

### 3 新庁舎建設の基本的な考え方

#### ■ 新庁舎建設のコンセプト



#### 基本方針 1 防災拠点となる庁舎

災害の発生時に行政機能を継続しつつ、災害対応の拠点を強化し町民の生活を守るため、耐震性に優れ、迅速な支援や復旧活動を行うことができる防災機能を備えた庁舎を検討します。また、平常時から遠軽地区広域組合と緊密な連携を図ることができる庁舎を検討します。

#### 基本方針 2 全ての人が利用しやすい庁舎

町民の利用が多い届出、申請、相談等の窓口サービスの利便性を高めるため、分散している民生部保健福祉課及び教育委員会を本庁舎に集約し、町民ニーズにあった便利で利用しやすい庁舎を検討します。また、バリアフリーに配慮したユニバーサルデザインの導入を図るなど、全ての町民が利用しやすい庁舎を検討します。

#### 基本方針 3 機能的で柔軟性のある庁舎

適正な執務空間を確保するとともに、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、情報化の進展など、様々な変化に対応できるよう、効率的で機能的な柔軟性の高い庁舎を検討します。また、個人情報を取り扱うことから、防犯及びセキュリティ機能を強化した庁舎を検討します。

#### 基本方針 4 環境に優しく経済的な庁舎

環境に配慮した省エネルギーや新エネルギーの技術を導入するための財源（補助金）の確保を図るとともに、二酸化炭素の排出削減に努め、維持管理経費も含めた経済的な庁舎を検討します。

#### 基本方針 5 消防活動拠点となる庁舎

消防庁舎は、組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）の通信指令業務の一元管理及び警防体制の共同運用の中核を担うとともに、北海道広域消防相互応援や緊急消防援助隊を要請した際の指揮本部機能が求められる重要な消防活動拠点施設であることから、災害に強く、機能的で柔軟性のある消防施設の整備を検討します。

### 4 新庁舎建設の敷地について

- 町民の利便性の観点 …… 中心市街地に近接、公共交通の利用が容易で親しみのある敷地
- 防災上の観点 …… 災害時の避難救助や物資供給、緊急車両の通行が確保できる区域
- 用地の確保の観点 …… 新たに購入せず建設が可能な町有地

以上の要件を満たす場所として、「現庁舎の前庭」は幹線道路およびバス停留所からのアクセス性に優れているとともに、来庁者駐車場が確保しやすいといった特徴があります。浸水想定区域内（0.5m～1.0m）にあるものの、対策を講じることでそれぞれの要件を満たすとともに、**町民が来庁しやすい最善の場所として「現庁舎の前庭」を建設候補地としました。**

#### <敷地の概要>

- 用途地域 …… 第二種住居地域
- インフラ状況 …… 上下水道、光通信配線
- 道路幅員の状況 …… 候補地の前面道路は幅員最大 約 18m
- 敷地面積 …… 18,148 m<sup>2</sup>（うち、前庭分 約 7,800 m<sup>2</sup>）  
※ 町道北 3 丁目通を除く。



### 5 庁舎の規模について

#### ① 部署

現庁舎は、本庁舎のほかに、民生部保健福祉課及び教育委員会が分散していますが、新たに整備する庁舎にはすべてを集約することを基本とします。

#### ② 職員数

新庁舎の面積算定に用いる職員数は、民生部保健福祉課及び教育委員会を集約し、人口減少に応じた職員数の減員や定年延長などを考慮することで、今後想定される人数 200 人（会計年度任用職員等を含む）を基準とします。

#### ③ 議員数

議員数は、「遠軽町議会の議員の定数を定める条例」に規定されている 16 人を基準とします。

役場庁舎と消防庁舎は、一体的に配置することにより、会議室や階段、トイレなどを共有化し、面積効率の向上を図ることを第一として検討を進めます。これにより、災害時の対策本部内の即時連携が可能となるため、防災拠点にふさわしい機能性の向上も図ることが可能です。

以上の条件を踏まえ、施設規模を次のとおり想定します。

- ① 役場庁舎ゾーン：おおむね 5,000 m<sup>2</sup>～6,000 m<sup>2</sup>
- ② 消防庁舎ゾーン：おおむね 1,500 m<sup>2</sup>～2,000 m<sup>2</sup>